



島根県報

令和4年7月5日(火)

第 325 号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
生活保護法の規定による指定医療機関の名称変更の届出	(")	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	2
指定施業要件の変更予定保安林	(森 林 整 備 課)	2
知事管理漁獲可能量の変更	(水 産 課)	3

【公 告】

都市計画変更の図書の縦覧	(都 市 計 画 課)	4
--------------	-------------	---

【特定調達公告】

運転免許証作成システム改修業務委託に係る随意契約の相手方等	(警 察 本 部)	4
島根県警察通信指令支援システム機器等の賃貸借契約に係る一般競争入札の落札者等	(")	4

告 示**島根県告示第498号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和4年7月5日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
浜田市休日応急診療所	浜田市田町757番地3	令和4年1月4日
Grow訪問看護ステーション	出雲市塩冶町南町3-6-5 マンリョウアパート101号室	令和4年4月1日
新崎薬局	出雲市大津新崎町六丁目2番地	令和4年5月1日
小池医院	浜田市日脚町996番地6	令和4年5月2日
出雲漢方クリニック	出雲市今市町736-11	令和4年6月1日

島根県告示第499号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和4年7月5日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
医療法人社団 池田医院 池田 ひ尿器科皮ふ科医院	あさひまちクリニック	浜田市朝日町1440番地	令和4年4月1日

島根県告示第500号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和4年7月5日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
浜田市休日応急診療所	浜田市殿町1番地	令和4年1月4日
小池医院	浜田市日脚町425	令和4年4月30日
新崎薬局	出雲市大津新崎町六丁目2番地	令和4年4月30日

島根県告示第501号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年7月5日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
大田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
大田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
魚つき
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第502号

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和4年7月5日

島根県知事 丸 山 達 也

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量

令和3年6月30日 公表

令和4年6月24日 変更

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和3管理年度（令和3年7月1日から翌年6月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

- 1 島根県に配分された漁獲可能量
18,600トン
- 2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県まさば及びごまさば中型まき網漁業	17,900トン
島根県まさば及びごまさばその他の漁業	現行水準

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

令和4年7月5日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 都市計画の種類
松江圏都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和4年7月5日

島根県警察本部長 池 田 宏

- 1 件名及び数量
運転免許証作成システム改修業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年6月16日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社DNPアイディーシステム 代表取締役 尾崎 信太郎 東京都新宿区新宿四丁目3-17
- 5 随意契約に係る契約金額
65,780,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令

第372号) 第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号) 第9条の規定により公告する。

令和4年7月5日

島根県警察本部長 池 田 宏

1 件名

島根県警察通信指令支援システム機器等の賃貸借契約

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

3 落札者を決定した日

令和4年6月16日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 専務取締役 依田 茂 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

5 落札金額

1,138,361,400円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和4年4月15日